

2019. 9. 12

佐久保健所管内の事業者が出荷した「パセリ」から基準を超える農薬ボスカリドが検出されたため出荷者に対して当該食品の回収を命じました

佐久保健所管内の事業者が出荷した「パセリ」を横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所で収去検査したところ、基準を超える農薬ボスカリドが検出されたため、本日、佐久保健所は出荷者に対して食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

【違反食品の概要】

- 名 称 パセリ
- 包装形態等 ダンボール箱詰め（箱内合成樹脂製袋入）
- 対 象 令和元年8月28日（水）に出荷された10箱

【検査結果等】

- 収去年月日 令和元年8月29日（木）
- 検査終了日 令和元年9月10日（火）
- 検査結果 ボスカリド0.03ppm検出
 （基準値：一律基準0.01ppm）

【違反内容】

食品衛生法第11条第3項違反

【措置内容】

食品衛生法第54条第1項の規定による回収命令

今回の命令の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/kaisyu190912.html>

【参考】

ボスカリドとは

アニリド系化合物の殺菌剤で、かんきつ、レタス及びキャベツ等に使用が認められています。今回の検出量では、パセリを通常食べる量で食べ続けても健康に影響することはありません。

【一日摂取許容量（ADI）について

ADIとは、毎日一生懸命食べ続けても健康への悪影響がないとされる摂取量です。今回の検出量は、体重50kgの人が毎日このパセリを約73kgずつ一生懸命食べ続けても健康に影響することはない量です。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口